

令和3年度山形県水産業成長産業化支援事業公募要領

水産業成長産業化支援事業（以下「本事業」）による取組みを募集しますので、山形県水産業成長産業化支援事業実施要領（令和3年7月1日付け水振第177号。以下「実施要領」という。）及び、この公募要領に基づき応募してください。

1 事業の目的

本県の水産業を持続し成長する魅力ある産業にしていくとともに、漁村及び内水面漁業地域の振興を図る取組みを促進するため、漁業者等が実施する取組みを支援します。

2 応募者の要件

本事業に応募できる者は、次に掲げる要件を満たす法人、個人、団体又はグループ（3人以上に限る。但し漁業士又は中核的漁業者を含む場合は2人以上とする）とします。

- (1) 県内に住所又は本拠地を有すること。
- (2) 事業を完遂する見込みがあり、将来とも継続的に活動が見込まれること。
- (3) 団体又はグループにあっては団体の意思を決定する体制が明らかであり、かつ会計経理が明確であること。

※漁業士：県内漁業の中核となる漁業者として県知事が認定した漁業者

※中核的漁業者：漁村又は水産都市の関係事業者で構成する広域水産業再生委員会で作成された計画（広域プラン）の中で位置づけられた漁業者

3 補助対象事業

本事業の内容は、山形県水産振興計画に掲げた「持続可能な海面漁業の基盤整備」「海面漁業の成長産業化に向けた経営基盤強化」「持続可能な内水面漁業・養殖業の振興」「県産水産物の利用拡大」「安全・安心で健全な水域環境の確保と活用」のいずれかに取り組みほか、次の各号に掲げる項目を全て満たすものとします。

- (1) 水産業の振興に向けた取組みであること。
- (2) 地域資源を活用した付加価値の創出や向上（生産性の向上を含む）に結び付く取組みであること。

4 補助金の額

本事業における補助金の額は、次に示すとおりとします。

(1) 国の補助金の交付を受けない場合

	漁業を営む法人 団体又はグループ	個人 一戸一法人（原則として世帯員 のみで構成される法人）を含む	企業（法人）
県	補助対象経費の 1 / 3 以内 (上限：4,000 千円)	補助対象経費の 1 / 3 以内 (上限：2,000 千円)	補助対象経費の 2 / 10 以内 (上限：1,000 千円)
市町村	補助対象経費の 1 / 6 以上 (上限：2,000 千円)	補助対象経費の 1 / 6 以上 (上限：1,000 千円)	補助対象経費の 1 / 10 以上 (上限：500 千円)

(2) 国の補助金の交付を受ける場合（補助金額は10割を超えないものとする）

	漁業を営む法人 団体又はグループ	個人 一戸一法人（原則として世帯員 のみで構成される法人）を含む	企業（法人）
県	補助対象経費の 2 / 10以内 (上限：30,000千円)	補助対象経費の 2 / 10以内 (上限：4,000千円)	/
市町村	補助対象経費の 1 / 10以上 (上限：4,000千円)	補助対象経費の 1 / 10以上 (上限：2,000千円)	

5 補助対象経費の範囲

本事業における補助金の交付の対象となる経費は、計画の目標の実現に直接的に必要な事業であって、事業実施計画に基づく事業に要する経費とします。ただし、土地の取得や造成、人件費は対象外とします。

ソフト事業にあつては、次に示すとおりとします。

区 分	内 容
旅費	当該事業の実施に最小限必要な旅費及び講師旅費
報償費	当該事業の実施に最小限必要な講師等に係る謝金
需用費	当該事業の実施に最小限必要な次の経費 燃料費（自動車等の燃料費） 印刷製本費（パンフレット、チラシ、各種資材の印刷費） 修繕費（資材等の修繕費） 消耗品及び材料購入費（商品開発に要する物品購入費。 種苗費を含み、販売する商品に直結する材料に係るものを除く）
役務費	当該事業の実施に最小限必要な通信運搬費（郵便料、電信電話料及び運搬費）
使用料及び賃借料	当該事業の実施に最小限必要な自動車、会議用会場、物品等の使用料及び賃貸料
物品購入費	当該事業の実施に直接必要な資材類の購入費
委託料	当該事業の実施に直接必要な研究、開発等の委託費
負担金	当該事業の実施に直接必要な講習等の受講費
その他	当該事業の実施に必要なと知事が認めるもの

6 事業実施計画書の作成

本事業の実施を希望する者は、事業実施計画書を作成してください。
事業実施計画書には、次の項目を明記してください。

- (1) 取組み内容
- (2) 数値目標
- (3) 実現可能性

- (4) 地域への波及効果
- (5) 発展性

7 応募方法

- (1) 募集期間
令和3年7月1日（木）から令和3年8月31日（火）
- (2) 応募に必要な書類
応募に必要な書類は、実施要領に定めたものです。
 - ・事業実施計画書（別記様式第1号）
 - ・その他関係資料等（導入予定機器のカタログ、見積書等）
- (3) 作成した事業実施計画書は、募集期間内に当該事業の活動拠点が所在する市町村長に提出してください。
- (4) 提出された事業実施計画書は、市町村長が推薦の判断をし、意見書を添付の上、所轄の総合支庁産業経済部農業振興課、庄内においては庄内総合支庁産業経済部水産振興課に提出することになります。
- (5) 必要に応じてヒアリングや、応募書類の内容の問い合わせ又は追加資料の要求等を行うことがあります。

8 事業実施計画書の承認

- (1) 審査方法
知事が設置する計画審査会（以下「審査会」という。）において、次の項目について審査します。
 - ア 応募者が、2に掲げる要件について適正であるか。
 - イ 事業内容が、3に掲げる要件について適正であるか。
 - ウ 事業計画の内容が適正であるか。
- (2) 承認の適否
審査会の結果を基に、事業実施計画の承認について適否を決定し、関係市町村長に対してその結果を通知します。
応募多数の場合は事業採択が見送りになる場合もありますので、予め御了承願います。

9 事業実施計画の承認後の手続き

- (1) 事業実施計画の承認後は、市町村長の指示に従い、補助金交付申請等、適時適切に手続きを行ってください。
- (2) 補助金の交付額については、補助対象経費等の精査により減額することがあります。

10 事業実施主体の責務

事業を実施するに当たっては、次の事項のほか、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年8月県規則第59号。以下「規則」という。）、本事業において規定する実施要領及び令和3年度山形県水産業成長産業化支援事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）を遵守し、適正に事業を執行してください。

- (1) 事業実施主体は、本事業に係る経理について、帳簿及び支出内容に関する証拠書類を整備し、事業終了年度の翌年度から5年間保管しなければなりません。
- (2) 事業実施主体は、補助事業実施年度から3年間、報告書を作成し、当該事業の活動拠点が所在する市町村長に提出しなければなりません。
- (3) 本事業により取得又は効用の増加した財産（以下「取得財産」という。）については、事業終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければなりません。
- (4) 取得財産のうち規則及び本事業において交付要綱に規定するものについては、規則に規定する期間内に知事の承認を受けないで、補助金交付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸し付け又は担保に共してはなりません。
なお、知事が承認した取得財産の処分によって得た収入については、交付を受けた補助金の額を限度として、その収入の全部又は一部を県に納付しなければなりません。
- (5) 事業により得られた成果については、県のホームページで公表したり、県が作成する資料等に掲載したり、セミナー等の県事業において事業実施主体から発表していただいたりすることがあります。